

一勝地交流センター「かわせみ」指定管理者募集要項

球磨村では、公の施設である一勝地交流センター「かわせみ」の管理業務について、設置目的をより効果的に達成するため、平成 18 年度から指定管理者制度を導入しており、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び一勝地交流センター「かわせみ」の設置及び管理に関する条例（令和 3 年球磨村条例第 4 号）第 12 条の規定に基づき、一勝地交流センター「かわせみ」の指定管理者を募集します。

1 対象施設の概要

(1) 名 称

一勝地交流センター「かわせみ」

(2) 所在地

熊本県球磨郡球磨村大字一勝地乙 3 9 番地 2

(3) 施設の設置目的、役割等

都市住民との交流を促進し、村の活性化に寄与するとともに、住民に安らぎの場を提供することを目的とする。

(4) 施設の沿革

- 平成 8 年 4 月 交流促進・温泉・宿泊施設（本館）オープン
- 平成 10 年 4 月 特産品販売施設「物産館」オープン
- 平成 12 年 10 月 交流促進・温泉・宿泊施設（別館）オープン
- 平成 13 年 12 月 第二駐車場オープン
- 平成 18 年 10 月 エレベーター新設
- 平成 19 年 4 月 石の交流館「やまなみ」オープン
- 平成 22 年 4 月 かわせみグラウンドゴルフ場オープン
- 平成 27 年 3 月 かわせみ太陽光発電システム設置
- 平成 29 年 3 月 かわせみバイオマスボイラー設置

(5) 施設内容、規模等

施設名	交流促進・温泉・ 宿泊施設（本館）	交流促進・温泉・ 宿泊施設（別館）	特産品販売施設 「物産館」	交流施設 「やまなみ」	かわせみグラウ ンドゴルフ場
構造等	鉄筋コンクリー ト造2階建	木造平屋建	木造平屋建	組積造 (石造り)	全面芝張 (建物：木造平屋 建)
建物面積 (敷地)	1,676㎡ (3,302㎡)	546㎡ (1,602㎡)	92㎡ (306㎡)	298㎡ (2,157㎡)	2,281㎡ (2,795㎡)
施設内容	宿泊室（10室）、 交流研修室、浴室	宿泊室、交流研修 室、浴室、トイレ	各種特産品・展示 販売コーナー	多目的ホール、展 示コーナー、湯沸	全面芝張り 1 コ ース

	(大浴場、サウナ、水風呂、ジェット湯、うたせ湯)、エレベーター、レストラン、売店、宴会場			室、倉庫、トイレ	休憩所、トイレ
--	--	--	--	----------	---------

(6) 現在の管理運営体制

村直営（以前の管理受託団体 株式会社 球磨村ふるさと振興公社）

(7) 施設の利用実績

別添実績一覧のとおり

2 施設管理運営と指定管理者募集に当たっての基本的な考え方

一勝地交流センター「かわせみ」（以下「かわせみ」という。）は、球磨村の観光振興の中核を担う温泉宿泊施設です。特産品販売施設「物産館」や石の交流館「やまなみ」、グラウンドゴルフ場を備え、都市と農村の交流人口拡大によって村の活性化に資する施設を目指しています。

村内外の地域観光産業との連携を通し、訪れて頂いた方に自然豊かな球磨村を満喫していただく為の積極的な事業展開やさまざまなサービス向上の取り組みと共に健全な施設運営ができる団体を募集します。また、従業員については、地元雇用を原則とします。

3 指定管理者が行う管理業務の基準

(1) 休館日 毎月第4水曜日

(2) 開館時間

施設名	開館時間
交流促進施設	午前10時から午後9時まで
温泉施設（浴場）	午前10時から午後10時まで ただし、宿泊者が利用する入浴については、別に定める
宿泊施設	午後3時から午前10時まで
特産品販売施設「物産館」	午前8時から午後8時まで ただし、村長が必要と認めるときは、これを変更することができる。
交流施設「やまなみ」	午前9時から午後10時まで
かわせみグラウンドゴルフ場	午前8時から午後7時まで

※ 指定管理者は、村長の承認を得て休館日、開館時間を変更することができます。

(3) 法令遵守等

管理運営業務を行うに当たっては、次の法令等を遵守すること。

① 一勝地交流センター「かわせみ」の設置及び管理に関する条例、同施行規則

- ② 地方自治法、同施行令、同施行規則ほか行政関係法令
- ③ 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法令
- ④ 食品衛生法、同施行令、同施行規則ほか衛生関係法令
- ⑤ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律、同施行規則、水道法、同施行規則、建築基準法、消防法、同施行規則、電気事業法その他施設、設備の維持管理又は保守点検に関する法令
- ⑥ その他

- ・ 指定管理者は、施設の管理に関し知り得た個人情報の保護を図るため、球磨村個人情報保護条例第13条第2項の規定に従い、協定において定める安全確保の措置を講じなければなりません。
- ・ 指定管理者は、施設の使用許可承認等行政処分に相当する権限を行使するときは、球磨村行政手続条例第2章の規定を遵守すること。
- ・ 指定管理業務を行うに当たり作成し又は取得した文書等は、適正に管理し、5年間保存すること。指定期間を過ぎた後も同様とします。
- ・ 指定管理者は、業務の実施に当たっては、省エネルギーの徹底と温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、廃棄物の適正処理に努めること。また、環境負荷の軽減に配慮した物品等の調達（グリーン調達）に努めること。

(4) 施設の設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。

※ 管理の基準に関する細目的事項は、協議のうえ、協定で定めます。

4 指定管理者の業務等

- (1) 「かわせみ」の利用許可に関する業務
- (2) 「かわせみ」の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、「かわせみ」の運営に関する事務のうち、村長のみの権限に属する事務を除く業務

5 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日までとします。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

6 管理に要する経費

「かわせみ」の管理に要する経費は、利用料金収入、事業収入及び村から支払う委託料によって賄うこととします。なお、施設改修等に係る経費については、指定管理者と村との間で締結する協定書で定めず。

7 参加資格

次の要件を満たす法人その他の団体であること。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

- ② 球磨村から指名停止措置を受けていないこと。
- ③ 労働者災害補償保険に加入していること。
- ④ 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- ⑤ 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- ⑥ 賃金不払いに関し関係機関等からの通報が村長に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
- ⑦ その他施設の管理運営に関すること
 - ・ 従業員については、地元村内からの雇用を優先すること。
 - ・ 事業に係る仕入れ等については、村内生産者及び業者をできるだけ優先すること。

※ 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次の事項について留意してください。

- ① 代表団体を選出し、村とのやり取りについては代表団体が行うこと。
- ② 申請書の記名押印等については、応募者全員が行うこと。
- ③ 「8 提出書類」の(3)～(8)については、応募者それぞれについて提出すること。
- ④ 一申請者一提案

申請については、一申請者につき一提案に限ります。また、グループの構成員は他のグループの構成員となり又は単独で申請を行うことはできません。

また、代表団体は「7 応募資格」①～⑦のすべてを満たすことが必要です。

8 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を村に提出していただきます。

なお、村が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- (1) 指定管理者指定申請書（球磨村公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例施行規則（平成31年球磨村規則第3号）別記様式）
- (2) 一勝地交流センター指定管理者事業計画書（事業計画書）及び収支予算書
- (3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
- (5) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
- (6) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書、その他の団体の業務の内容を明らかにする書類
- (7) 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
- (8) 納税証明書（課税対象となっていない法人、団体を除く。）
 - ア 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
 - イ 地方税（同市町村税が課税されていない者で村外に主たる事務所又は事業所を有するものにあつて

は、主たる事務所又は事業所の所在市町村税) について未納がないことの証明書

(9) その他村長が必要と認める書類

ア 村内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳(現在事業所がある場合)

イ グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書(構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類)

9 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- ① 受付期間 令和4年9月1日(木)から9月30日(金)まで
- ② 受付方法 質問票(様式は任意)に記入のうえ、FAX又は電子メールで提出してください。

10 申請書提出先及び提出期間

(1) 提出先 球磨村役場 総務課

〒869-6401 熊本県球磨郡球磨村大字渡丙1730番地

電話 0966-32-1111 FAX 0966-32-1230

(2) 提出期間 令和4年9月1日(木)から9月16日(金)までの日(休日を除く。)の午前9時から午後5時までとします。

※ 郵送の場合、書留郵便により最終日の午後5時までに必着のこと。

※ 電子メール、FAXでの提出は認めません。

11 選定方法

(1) 指定管理候補者選定委員会において、各委員が次の選考事項に沿って、それぞれ審査した評点の合計が最も高い申請者を選定委員会の指定管理候補者の選定意見とし、最終的に村において選定します。

(2) 審査基準と配点

審査基準及び審査内容		配点
	事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであるか。 ア 施設の設置目的及び村が示した管理の方針 イ 住民の施設の平等な利用の確保 ※ 選定委員会で否と判断された場合は失格とし、以下の採点は実施しません。	適・否
1	事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるか。 ア 利用者の確保・増加を図るための具体的手法及び期待される効果 イ サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果 ウ 施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	35

2	事業計画書の内容が、管理に係る経費の縮減が図られるものであるか。 ア 施設の管理運営に係る経費の内容 イ 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	25
3	事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しているか。 ア 施設の安定的な運営が可能となる人的能力 イ 安定的な運営が可能となる財政的基盤 ウ 類似施設の運営実績	30
4	その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項 ア 運営面（自然観察会等）における地域等（ボランティア団体を含む。）との連携、協力体制	10
	合 計	100

12 申請に要する経費

申請に要する経費等はすべて申請者の負担とします。

13 無効又は失格

本要項中に記載しているほか、以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- ① 申請者が「7参加資格」の要件を満たしていなかったとき。
- ② 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
- ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ④ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ⑤ 虚偽の内容が記載されているもの
- ⑥ その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるもの

14 選定委員会

令和4年10月中に実施します。（予定）

申請者である法人その他の団体の代表者又は代理の方のプレゼンテーションをお願いします。

時間、場所については後日連絡します。

15 選定結果等の公表

応募状況について、申請した団体の名称について公表します。

選定結果については、各申請者に文書で通知するとともに、村のウェブサイト上で、指定管理候補者の選定理由、事業計画の概要等を公表します。

16 指定管理者の決定及び管理運営費に係る委託料について

- ① 指定管理者は、球磨村議会の議決（令和4年12月定例会を予定）を経て指定されます。
- ② 議決後に村と指定管理者との間で協定を締結しますが、この協定の管理業務に係る委託料は、当該協定において定めることとし、令和5年度予算額以内となりますので、申請時に提出のあった管理業務に係る提案価格を下回る場合があります。

17 その他

- ① 提出書類はお返しできません。
- ② 提出された書類は、必要に応じ複写します。
- ③ 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

18 留意事項

- ① 指定管理候補者を指定管理者として指定する前において、指定管理候補者が「7参加資格」に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、協定を締結しない又は協定を解除し、指定管理者の指定を行わないことがあります。
- ② 指定管理者の指定後に、指定管理者が「7参加資格」に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとします。
- ③ 指定管理者の指定後に、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、村と協議し、決定することとなります。協議に当たっては文書によるものとします。

問い合わせ先

球磨村役場 総務課

TEL0966-32-1111 FAX0966-32-1230

E-mail:soumu@kuma.kumamoto.jp